

新多摩川ハイム集会室使用規程の運用要領

2011(平成23)年4月3日 改訂
 2015(平成27)年3月7日 改訂
 2018(平成30)年9月1日 改訂
 2022(令和4)年2月5日 改訂

多摩川ハイム管理組合

1. 使用許可の基準（集会室使用規程 第5条）

（許可の場合）

No.	条 件	許可	不許可	摘 要
1	管理組合の業務	○		
2	組合員の冠婚葬祭	○		
3	組合員および居住者を主たる出席者とする会議	○		
4	組合員および居住者の親睦を深め、教養を高めることを目的とする行事	○		
5	使用責任者は、原則として居住中の組合員	○		(例外)規程第2条

（不許可の場合）

No.	条 件	許可	不許可	摘 要
1	政治的あるいは宗教的性格を有するもの		○	
2	営利を目的とするもの		○	
3	騒音などにより迷惑行為となるもの		○	
4	乳幼児の保育などを目的とするもの		○	
5	児童、幼児のみの使用		○	
6	その他集会室が居住者の使用に供するため居住者の負担において設けられているものであるという趣旨に反する使用		○	

2. 使用申込の受け付け

- (1) 受付開始:使用希望日前月の最初の管理事務所稼働日
- (2) 受付開始時間:9:00

ただし、受付開始当日の申込の中で利用希望日時が重複する場合は、当事者へ連絡し利用希望者相互で調整してもらう。
 なお、2日目以降は受付順に従って1件ずつ希望日時を決定する。

- (3) 使用申込単位:1時間(洋室・和室別)
- (4) 「使用申込書」の様式は、管理事務所に備え付けのものを使用する。
- (5) インターネット設備の使用を希望する場合は、使用申込書の所定欄に記載をする。

なお、使用中に不具合が生じた場合には、別添の手順で修復に努める。修復できない場合は、管理事務所に届け出る。

- (6) プロジェクターの使用を希望する場合も使用申込書の所定欄に記載する。(なお同日使用希望の際は先着順とする)

3. 使用時の手続き

使用開始時、使用終了時に管理事務所にある「集会室使用受付簿」に記帳する。記帳者はハイム居住者に限る。

4. 使用料金

区 分	使用料金	冷暖房料金	備 考
洋 室	400 円/時間	50 円/基・時間	使用時間 10:00～21:00
和 室	200 円/時間		

ただし、理事長が相当と認める場合は、これを減額または免除することができる。また、管理組合が自ら使用する場合は、これを徴収しないものとする。

5. 使用料金の支払い

下記の口座に払い込みを行い、その受領証を使用の当日までに管理組合に提出するものとする。

払込先：川崎信用金庫 中野島支店
 新多摩川ハイム管理組合
 口座番号(普通預金) 0324617

6. 集会室使用心得

「集会室使用心得」は、集会室内に掲示する。

7. 壁面掲出展示

展示物の掲示にあたっては、使用責任者において行う。撤去についても同様とする。

展示期間中の展示物の管理及び展示物の紛失・損傷・盗難等の責任は、使用責任者が負うものとする。

使用期間については、最長4週間とする。使用料は、無料とする。